

2022年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

# 法律科目試験 (憲法・民法・刑法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は12頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の9～12頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 憲法

## 〔問題〕

A は、B 私立女子大学の教授で、人間社会学部で政治学を教えている。B 大学は、私立大学のなかでも学生の勉学専念を特に重視し、比較的保守的な校風を有する大学として知られる。

A は、以前から原子力発電に否定的な見解を有しており、市民団体による反原発運動に何度も参加するなどしていた。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）でも、原発推進の立場をとる政府や電力会社を激しく批判し、原発反対派の一部から熱烈な支持を得ていたが、一方で、原発推進派などの反発を招き、いわゆる「炎上」騒動も多数起こしていた。例えば、202×年×月には、SNS 上で、原発推進派を揶揄する発言を行い、この投稿の翌々日に、原発推進派11名が B 大学のキャンパス内に侵入し、A の研究室がある建物付近で抗議活動を行うこともあった（「偏向教授は辞めろ！」というプラカードなどをもち、約15分間にわたり拡声器を使って抗議活動を行ったが、警備員の注意によりキャンパスから退去した。）。この騒動後には、B 大学は、A の所属する人間社会学部・教授会の意見を聴いたうえで、騒動の原因となった SNS 上の A の投稿を理由に、A に対してけん責処分を行った。

A は、人間社会学部にて、学部3年生および4年生を対象とする少人数の演習科目（以下、「ゼミ」という。）を担当している。ゼミには、A の政治的姿勢に賛同する学生が多く在籍していたが、その姿勢に反対の者も在籍していた。ゼミでは、原発問題も含め日本の政治過程についてさまざまな議論が交わされた。A は、ゼミにおいては、自らの見解と異なる学生にも公平に接し、政治的立場の違いを超えて活発な討論が行われることも多かった。

202×年×月、同ゼミの有志8名（原発推進派の学生を含む。以下、「X ら」という。）が、B 大学の教室（600名収容）にて、「日本の原発政策を問う！——『トイレなきマンション』でよいのか」（※）と題するシンポジウムを開催すべく、B 大学側に教室の使用許可を求めた。このシンポジウムでは、A が基調講演を行い（X らの要請に対し、A は「ぜひ、やりましょう。私の日頃の研究成果を発表しようと思います」と述べ、承諾していた。）、A・市民団体代表者 C・原発の専門家 D（原発政策に対しては中立的な科学者）・環境保護団体代表者 E（環境保護の観点から原発推進の立場）によるパネルディスカッションが行われる予定になっていた。参加者としては、B 大学の学生や大学院生の他、事前登録を行った学外の者も予定されていた。

この申請に対して、B 大学は、「政治的目的での使用は認めず、教育・研究目的での使用に限り、これを許可する」と定める大学教室使用規則 a 条 1 項に反することを理由に不許可とした（B 大学はこの不許可を行う際、X らの活動が教育・研究目的に当たるか否かについて、人間社会学部の教授会に諮問したところ、「当たらない」との回答を得ていた）。

B 大学の不許可の判断に強い不満を抱いた X らは、B 大学を相手に損害賠償訴訟を提起することにした。

※「トイレなきマンション」：原子力発電によって生じる高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の処分方法が明確に定まっていないことを批判する際に用いられる比喩的表現。

〔設 問〕

この訴訟における憲法に関連した論点について、あなたの見解を述べなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例に言及すること。

# 民法

## 〔問題〕

以下の【事実】を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に解答しなさい。各設問は独立したものとして検討しなさい。なお、事実における日付の如何にかかわらず、「民法の一部を改正する法律」（平成29年6月2日法律第44号）によって改正された「平成29年改正民法」を適用して解答しなさい。

## 【事実】

1. 医薬品の販売を業とするA会社（以下、「A」という。）は、2017年10月20日、Aが借地上に所有する3階建て鉄筋コンクリート造の建物（以下、「本件建物」という。）の1階部分を、Aの代表取締役Bが取締役を務めているC会社（以下、「C」という。）に、賃料月額50万円、期間を同年11月1日から2022年3月31日まで、毎月月末までに翌月分の賃料を支払う約定で賃貸する旨の契約（以下、「本件賃貸借契約」という。）を締結し、Cに本件建物の1階部分を引き渡した。
2. Aと長年取引関係にあったD会社（以下、「D」という。）は、2020年3月5日、Aに対して3000万円の事業資金を融資し、本件建物に根抵当権を設定し、その旨の登記をした。
3. E会社（以下、「E」という。）は、Aに対して2021年3月31日を弁済期とする500万円の売掛代金債権を有していたが、Aは同年2月頃から経営不振に陥り、同弁済期が過ぎてもEに対する支払ができなかった。そこで、AとEは交渉の末、同年4月10日、AはEに対する代金債務の弁済に代えて、AのCに対する本件賃貸借契約に基づく賃料債権を、同年5月分から2022年3月分までEに譲渡することで合意し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便により、2021年4月11日、Cに到達した。Cは、同年5月分及び6月分の本件賃貸借契約に基づく賃料をEに支払った。
4. Aは、2021年6月10日、本件建物をCに4000万円で売却し、所有権移転登記手続を済ませた。その後、CはEに対する本件賃貸借契約に基づく賃料の支払を拒んでいる。なお、同年6月時点の本件借地権付き建物の時価は4000万円であった。

## 〔設問1〕（50点）

【事実】1から4までを前提として、以下の問いに答えなさい。

EはCに対し、本件賃貸借契約に基づく賃料の支払を請求することができるか。これに対するCの主張を踏まえて、検討しなさい。

**【事実】**

**【事実】** 1 から 2 の後に、以下の経緯があった。

5. E 会社（以下、「E」という。）は、A に対して2021年3月31日を弁済期とする500万円の売掛代金債権を有していたが、A は同年2月頃から経営不振に陥り、同弁済期が過ぎても E に対する支払ができなかった。同年4月5日、A は銀行取引停止処分を受け、事実上倒産状態に陥った。
6. A は、2021年4月10日、本件建物を C に3500万円で売却し、所有権移転登記手続を済ませた。A は売却代金によって D に対する債務（元利合計3300万円）を弁済し、D の根抵当権設定登記の抹消登記手続をした。なお、同年4月時点の本件借地権付き建物の時価は4000万円であった。

〔設問2〕（50点）

**【事実】** 1 から 2 及び **【事実】** 5 から 6 を前提として、以下の問いに答えなさい。

E は C を相手方として、どのような請求をすることができるか。C が主張すると考えられる反論を踏まえて、検討しなさい。

# 刑 法

## 〔問 題〕

以下の問題1および問題2に答えなさい（解答は、問題順に記載すること）。

### 問題1

後記の事例①から⑩までにおいて、Xの行為に犯罪が成立すると考える場合には、適用される刑法の罰条を示し、法律上の刑の減免事由があると考えられる場合には、その条文も示しなさい（その際、項・号がある場合、前後段や本文・ただし書が分かれている場合には特定すること）。犯罪が成立しないと考える場合には、「不可罰」と記しなさい。その上で、その結論に至った理由のうち、最も重要な点を、ごく簡潔に述べなさい。なお、見解に対立がある場合には、判例の立場によること。

解答の記載は、各事例について2行とし、1行目において結論を示し、2行目において25字以内で理由を述べること。

#### 解答記載要領

#### 事例

- ① Xは、他人所有の非現住建造物に放火し、同建造物の壁50cm四方を燃焼させた。
- ② Xは、酒場でAと口論になった際、Aがいきなりビールの大ジョッキでXの頭部を数回殴打してきたので、身の危険を感じるとともに憤激逆上し、Aの顔面を手拳で1回殴打し、Aに軽傷を負わせた。
- ③ Xは、Aと共謀の上、B宅に侵入し、殺意をもってBに切りつけたが、軽傷を負わせるにとどまった。Bは、病院に赴く途中、偶然にも交通事故に巻き込まれ、即死した。

#### 解答例

- ① 109条1項  
独立燃焼があり、焼損が認められるため
- ② 不可罰  
憤激逆上しても防衛の意思は否定されないため
- ③ 60条, 130条前段, 60条, 203条, 199条, 43条本文  
因果関係が否定されるため

## 事例

- ① Xは、恨みのあるAを殺害しようとして、Aを尾行し、周囲の人影がなくなったところを見計らい、Aの頭部を狙って銃撃したところ、銃弾はAの肩付近をかすめて、Xの予期に反して、付近に停めてあったB所有の自動車の窓ガラスに命中し、同自動車が損壊した。
- ② Xが登山をしていると、前方で大きな音がした。駆けつけると、崖崩れが起きた直後であり、Aが頭部から出血して倒れていた。確かめたところ、Aはすでに死亡していた。そこでXは、Aの財布を領得した。
- ③ 貿易商を営むXは、ひそかに海外からの覚醒剤の密輸を行っていたが、警察当局に嫌疑をかけられていると感じたことから、それまで密輸には関与してこなかった部下Aに事情を話した上で、密輸に関係する帳簿類を廃棄することを指示し、これを実行させた。
- ④ Xは、Aとともに、過失による交通事故を装って、XがAに軽傷を負わせて、保険会社から保険金を詐取する計画を立て、この計画に従い、Aの承諾の下、自己が運転する自動車をAが運転する自動車に時速約30kmで追突させ、Aに軽傷を負わせた。
- ⑤ Xは、A宅に侵入して財布を窃取し、誰にも気づかれることなく、徒歩で約2キロメートル離れたところにある喫茶店に向かった。店内で財布の中身を確認したところ、予想していたよりも少額の現金しか入っていなかったため、再び窃盗を行う目的でA宅に戻った。玄関を開けて中に入ったところ、ちょうど帰宅したばかりだったAに発見され、捕まりそうになったので、それを免れるために、Aの頭部をバールで殴打して負傷させた。
- ⑥ 運転免許停止処分中であつたXは、自動車を運転して警察の取締りを受けた際に、かねてより交通取締りの際に使用することの許諾を受けていたAの氏名等を称し、交通事件原票中の供述書の末尾に「A」と署名し、警察官に提出した。
- ⑦ Xは、路上で民家のベランダを覗き込んでいたAを不審に思つて声をかけ、口論となつた際、いきなりAの顔を手拳で1回殴打し、直後に走り去つた。Aは、走つてXを追いかけ、約50m離れた地点で追いつくと、「このやろう」と言いながら、Xの背中や首を手拳で数回殴打した。Xは、「こんな奴に殴られてたまるか」と思い、Aの顔面を手拳で数回殴打し、Aに傷害を負わせた。
- ⑧ Xは、終電に間に合わなかったため、タクシーで自宅まで帰ることにした。しかし途中で、タクシー料金が所持金を上回ってしまうことが確実だとわかつたため、信号でタクシーが停車した際に助手席のドアから逃走した。
- ⑨ A県建築部建築振興課宅建業係長であつたXが、A県住宅供給公社に出向した後に、A県宅建業協会の支部長であつたBから、宅建業係長当時に上記宅建業協会支部所属の宅地建物取引業者に対する指導監督等に関して便宜を図ってもらつたことの謝礼として現金を受け取つた。
- ⑩ A村の村長であるXは、管理していた公金を銀行預金として保管することにし、銀行に預け入れた。その後、私用クレジットカード決済のための資金が足りなくなつたXは、公金の口座から私用カード決済用の口座に資金を振り込んで、カード会社に引き落とさせた。

## 問題 2

以下の事例における X の罪責について論じなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

X（35歳，女性）は，元夫と離婚後，A（50歳，女性）が経営するクリーニング店に勤務しながら，長男 B（13歳，中学 2 年生）を独りで養育していた。

X は，令和 2 年ころから上記クリーニング店のシフトを減らされ，生活費に窮したことから，同 3 年 8 月，B を使って，同店の売上金を強取することを思いついた。そこで，自宅にいた B に対し，同店の地図を見せ，「ここに行って強盗をしてきなさい。夜は A が一人でいて，閉店時間の夜 8 時になったら表のシャッターを閉めるけれども，裏の勝手口に鍵はかかっていないから，そこから覆面をして入って，刃物をつきつけて，低い声で『カネだ』とか言うのよ」などと申し向けた。これに対し，B は，「強盗なんてうまく行くのかな。ばれたら捕まっちゃうよ」と言ったが，X は，「覆面をすれば子供には見えないからうまく行くわよ。あの女（A）よりお前の方が体格も全然いいし」などと言って説得したところ，B はしぶしぶ承諾した。

同年 8 月 23 日の夜，B は，X から渡された大型サバイバルナイフと覆面を持って上記クリーニング店の近くに赴き，表のシャッターが閉まるのを確認するや，素早く同店の裏に回り，覆面をして，無施錠の勝手口から店内に立ち入った。そして，店内で売上金をレジから出して袋に入れようとしていた A を見つけるや，サバイバルナイフを示しながら A の方に駆け寄り，「おい，そのカネ全部よこせ」などと申し向けた。A は咄嗟に防犯ブザーのボタンに手をやろうとしたが，B はいち早くこれに気づき，右手にナイフを持ったまま，左手で A の手を掴んでボタンを押すことを阻止し，「死にたくなかったら妙な真似はやめろ」と申し向け，A が差し出した売上金 20 万円余を強取すると，すぐに逃走した。

その後，自宅に戻った B は，強取した現金をすべて X に渡し，X はこれを生活費等に費消した。









